資　料

わが国がはじめてインドシナ難民を受け入れたころの様子

（主要紙掲載記事より）

① 昭和53年（1978年）2月15日 読売

ベトナム難民の定住
外相が前向き答弁

園田外相は十四日の衆院予算委員会で、ベトナム難民の定住問題について「このままほうっておくと、人道的見地からの物の考え方をしない国だという批判を他の国から受けることになる。関係各省と相談して、難民を他の国に押しつける、と言われないようにしたい」と述べ、定住を認める方向で前向きに取り組む姿勢を明らかにした。

一方、瀬戸山法相は「わが国は人口が多く、生存競争が激しい。安心して定住できる条件ができるかどうか確信を持てない状況だ。もう少し各省庁で検討したい」と慎重な構えを見せており、今後、外務省と関係省庁間の調整が焦点となろう。

これは、自民党の奥野誠亮氏の質問に答えたもので奥野氏は「福田首相は、東南アジア訪問で、心と心の触れ合いを唱えた。わが国にとって、アジアの心を失わないことは、日米関係に劣らず大事だ。難民の中で、せめて日本と特別の関係がある人ぐらいは受け入れてほしい」とただした。

これに対し外相は「難民の扱いについては、わが国に世界各国からの非難が集中している」と認めたうえで、定住問題が難民対策の根本にあるとして前向きの答弁を行った。

② 昭和54年（1979年）8月16日 毎日

難民定住対策へ本腰
「アジア孤児福祉教育財団」改組し
職業訓練や言語を指導
外務省

外務省は十五日、村角インドシナ難民対策連絡調整会議事務局長を招き、インドシナ難民の定住促進策を協議したその結果、現在休眠状態になっている「アジア孤児福祉教育財団」（理事長＝奥野誠亮衆院議員）を来月上旬に改組し難民の定住に必要な生活慣習、語学教育、職業あっせんなどを行わせるとの方針を決め、近く開く同連絡調整会議で正式決定することになった。

この日の協議では、難民の定住許可者が十五日現在十六家族五十二人うち定住済み四家族十二人）定住申請者が六十二家族二百三十六人に達し、来月以降定住者が急増することが予想されるため定住者対策を急ぐ必要があるとの認識で一致した。

財団は定住者の語学教育、職業訓練、職業紹介、定住に必要な法律、生活慣習の教育、一時上陸者への援護、民間団体への助成、難民キャンプでの定住条件適合者の発掘などを一括して行うことにしているが財団の名称をどうするかや財団の管轄をどの省庁にするかや予算の裏付けや教育期間――などを早急に詰める必要がある。このため、村角事務局長が早急に各省庁との連絡をとり、今週末にも連絡調整会議を開く。

③ 昭和53年（1978年）8月31日　朝日

昭和53年（1978年）8月31日（木曜日）

ベトナム難民、初の定住許可
滞日一年、マイさん一家三人
国際非難で転換

定住が許可されたマイさん一家

法務省は三十日、ベトナム難民の一家族（三人）から出されていた定住許可申請に対し、許可することを決定した。近く外務省、国連難民高等弁務官東京事務所を通じ、山口県下関市に滞在する本人に通知し、正式手続きがとられる。この定住許可は、さる五十年五月のベトナム難民の入国以来、初めてである。

わが国は、難民条約に加盟していないこともあり、従来は、難民の定住は一切認めず、出入国管理令に基づく三十日間の「一時滞在」（延長は可能）として上陸を認め、その期間内に、第三国へ出国するよう促していた。これは、「ベトナム人の定住を認めればアジアの他地域からの大量流入が生じかねない」という配慮や、仮に引き受けても、言葉の障害や日本のような激しい競争社会では就労にも問題が多い――との判断によるものだった。このため、当初は、難民を救助していた日本船も消極的になり、「日本船は、漂流船を避けている」など人道的な面から国際的に批判を受けていた。

定住を許可されたのは、マイ・ヒュー・ロイさん三十と妻フィン・チ・ニュー・ゴックさん三十、長女マイ・チ・ニュー・ウエンちゃん六つの一家三人。マイさんは、旧南ベトナム軍人で、昨年五月にベトナムを脱出、南シナ海で航行中の日本の貨物船、興龍丸に救助され、五月十一日に下関港に上陸、以来、一時滞在の身分で、市内の修道会に収容されていた。

マイさんは、今年七月に定住許可の申請を提出、法務省は、関係者で了解された①日本人が在日外国人と親子縁組した者②安定した生活を営む里親がいる③雇用を保証する身元引受人がいる――の三条件のうち、第三項に該当するとして、一年間の定住を認めた。しかし、原則として期間延長は認められるので事実上、永住できる。

マイさんは、正式許可後、身元引受人が経営する北九州市内の合成樹脂加工会社に勤務する予定で、これで適法に入国した一般外国人と同様に、居住、就労、就学などが安定することになる。

ベトナム難民は、これまで延べ千六百五十七人が日本に入国、アメリカやフランスへ出国した者を除いて、現在は四百四十三人が宗教関係施設などに収容されている。このうち、定住の申請を出しているのは一件二人だけだが、今後、申請が増えることも予想される。